

沼田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業  
利用者負担（保育料）基準額表【1号認定】

各月初日において教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担（保育料）の月額
階層区分	定義	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割非課税世帯	0円 (0円)
C 1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割課税世帯であつて、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下
C 2		77,101円以上144,100円以下
C 3		144,101円以上211,200円以下
C 4		211,201円以上
		0円 (0円)
		0円 (0円)
		0円 (0円)
		0円 (0円)

- (1) C階層の市町村民税所得割の額は、「調整控除」を除く税額控除適用前の額で算定します。  
※「住宅借入金特別控除」、「寄付金控除」、「配当控除」等は適用されません。
- (2) 給食費（給食を提供している園のみ）や教材費等の実費負担は別途かかります。  
また、教育・保育の質の向上を図るため、上乘せ徴収を実施する園もあります。
- (3) 次の（ア）又は（イ）に該当する場合は、(2)の給食費のうち副食費が免除になります。  
（ア）市町村民税所得割の額が、77,101円未満の世帯  
（イ）1世帯で3人以上の子を扶養している場合、第3子以降の児童  
ただし、利用者負担に滞納がない世帯に限ります。  
また、第3子以降利用者負担等無料化申請書の提出が必要です。